

国民健康保険証更新のお知らせ

新しい国民健康保険証は3月下旬に各家庭へ郵送いたします。保険証が届きましたら、住所、氏名など記載内容を確認し、大切に保管してください。なお期限切れの保険証は、ご自身の責任において、裁断し破棄していただくか、保険年金課まで返却をお願いいたします。

保険証は簡易書留で郵送いたします。普通郵便のように郵便物を各家庭の郵便受けに届けるのではなく、郵便局の配達員が直接皆さんにお渡しします。また、受け取りの際には受領印が必要となります。

・配達時に不在だった場合

保険証配達時に不在だった場合は、郵便局員が「不在連絡票」をおいていきます。受け取り方法などは、「不在連絡票」でご確認ください。

・郵便局での保管期限が過ぎた場合

郵便局での保管期限が過ぎた場合、保険証は役場に戻ります。その際には、役場で新しい保険証をお渡しします。で、それまで使用していた保険証(期限切れのもの)と印鑑、本人確認のできるもの(運転免許証など)を持参し、役場保険年金課3番窓口までお越しください。

・国民健康保険税の支払いが遅れている方

保険税は、私たちの医療費にあてられる貴重な財源です。保険税の支払いが遅れている世帯には、保険証の郵送はいたしませんので、保険年金課でお受け取りください。

・保険証の有効期限が変わります

今回、発送する保険証から有効期限が令和3年7月31日までに変更になります。有効期限のお間違えにご注意ください。

※被保険者の方によっては有効期限が7月31日以外の場合がありますので、ご確認ください。

その他

会社などの社会保険などに加入された方は、国民健康保険の資格喪失届出を行わないと、2つの保険に加入していることとなります。社会保険証などを受け取った場合は、早めに手続きをお願いします。その際には、①印鑑②国民健康保険証③社会保険などの保険証④本人確認のできるもの(運転免許証など)⑤世帯主と対象の方の個人番号カードまたは通知カードを持参し、保険年金課3番窓口までお越しください。

問い合わせ

保険年金課

☎ 45・3111(内線112)

税金ってなんだろう?

所得税の確定申告の期限がせまっています

令和元年分の申告・納付期限

- ・所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納付の期限 3月16日(月)
- ・消費税および地方消費税(個人事業者)の申告と納付の期限 3月31日(火)

★延長窓口サービス★ 毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。町税の納付など、お気軽にご利用ください。

令和2年度 町税納期限一覧表

種目	発送日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税	6月10日			30日 全期・1期		31日 2期		11月2日 3期			2月1日 4期		
固定資産税	4月16日	4月30日 全期・1期			31日 2期		30日 3期			25日 4期			
国民健康 保険税	1~2期分 (仮算定) 5月15日		6月1日 全期・1期	30日 2期									
	3~10期分 (本算定) 7月15日				31日 全期・3期	31日 4期	30日 5期	11月2日 6期	30日 7期	25日 8期	2月1日 9期	3月1日 10期	
軽自動車税	4月16日	4月30日 全期											

※町県民税、固定資産税の全期前納期限日は、それぞれの第1期分納付期限日です。(ただし、前納報奨金制度があるのは固定資産税のみです。)

※国民健康保険税も申し込みにより全期前納に変更可能です。なお、全期前納期限日は、第1期および第3期分納付期限日の2回となります。